資料３－１

電気･電子機器リサイクルWGの活動状況について

平成27年10月15日

経済産業省　商務情報政策局
環境リサイクル室

電気・電子機器リサイクルWGの活動状況について

- ◆　平成10年5月に成立し、平成13年4月に本格施行された特定家庭用機器再商品化法（通称「家電リサイクル法」）に基づく施行状況等について調査するため、廃棄物・リサイクル小委員会の下に設置。

- ◆　平成25年5月より、産業構造審議会・中央環境審議会合同会合において法施行後2度目の制度見直しの議論を開始。
　計12回の審議及びパブコメを経て、26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめたところ。

- ◆　本報告書に記載された施策を確実に実施するべく、平成27年1月の合同会合で、各主体がいつまでに何をするのかを示した工程表が了承された。

- ◆　委員については、学識経験者、関連業界（製造業者等、小売業者、地方公共団体の代表）、消費者及び報道関係者から構成。

家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的（経済産業省・環境省の共管法）。

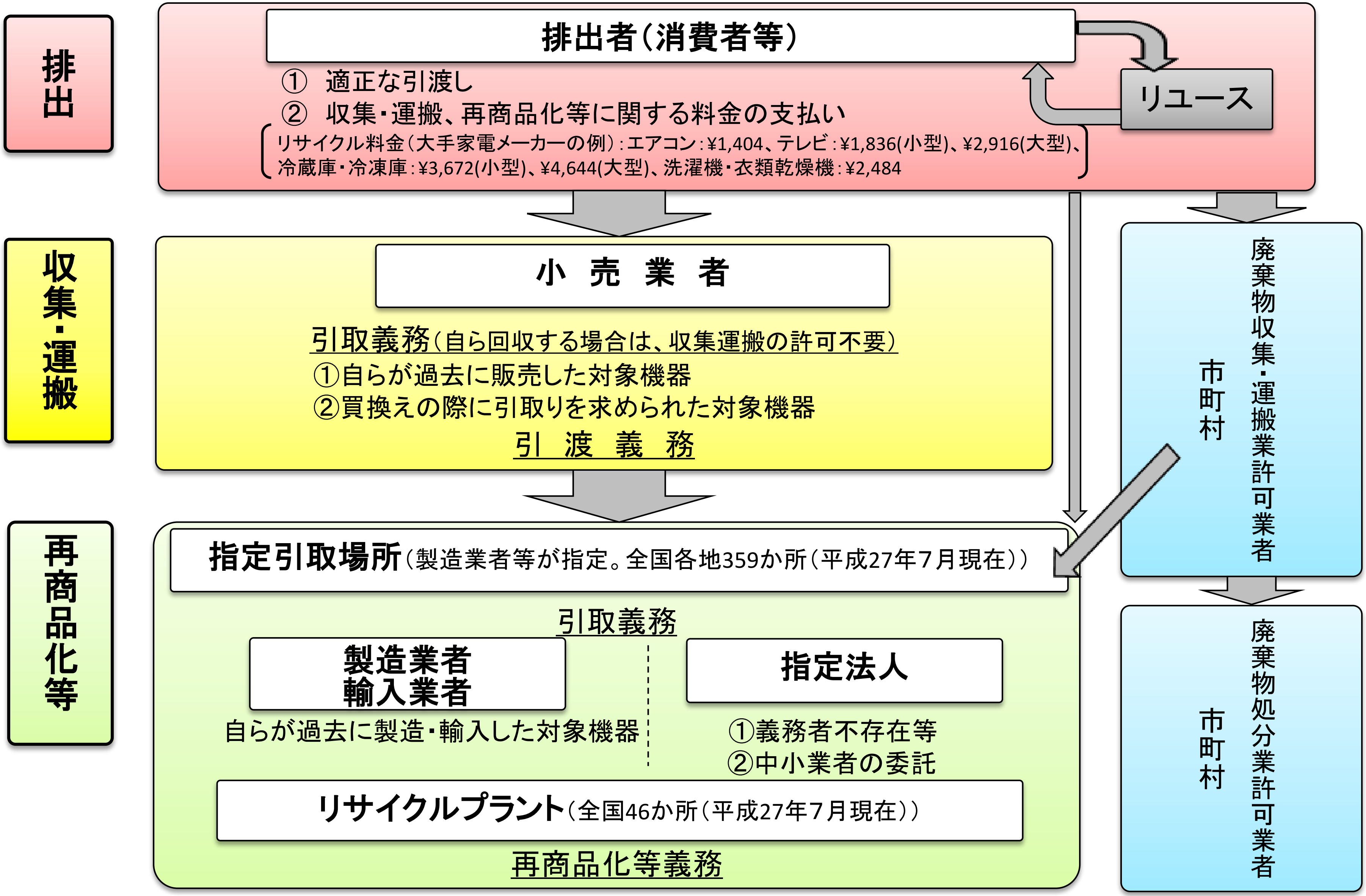

産業構造審議会・中央環境審議会合同会合委員名簿（第33回会合：平成27年1月30日現在）

◎・・・座長

	氏名	所属	区分
◎	細田　衛士	慶應義塾大学経済学部教授	学識経験者 消費者等
	石井　邦夫	株式会社市川環境エンジニアリング代表取締役	学識経験者 消費者等
	石川　雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授	学識経験者 消費者等
	大石　美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事・環境委員長	学識経験者 消費者等
	大塚　直	早稲田大学大学院法務研究科教授	学識経験者 消費者等
	河口　真理子	株式会社大和総研調査本部主席研究員	学識経験者 消費者等
	河野　博子	読売新聞社編集委員	学識経験者 消費者等
	酒井　伸一	京都大学環境科学センター教授	学識経験者 消費者等
	崎田　裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	学識経験者 消費者等
	杉山　涼子	常葉大学社会環境学部教授	学識経験者 消費者等
	田崎　智宏	独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 循環型社会システム研究室長	学識経験者 消費者等
	中島　賢一	早稲田大学環境総合研究センター招聘研究員	学識経験者 消費者等
	西尾　チヅル	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授	学識経験者 消費者等
	萩原　なつ子	立教大学21世紀社会デザイン研究科教授	学識経験者 消費者等
	梅村　博之	一般社団法人日本冷凍空調工業会顧問	製造業者等
	加藤　滋	一般財団法人家電製品協会環境担当役員会議委員長	製造業者等
	野村　剛	一般社団法人日本電機工業会家電リサイクル委員会委員長	製造業者等
	矢木　孝幸	日本労働組合総連合会特別専門員（電機連合書記次長）	製造業者等
	安木　正志	一般社団法人電子情報技術産業協会テレビリサイクル委員会委員長	製造業者等
	岡嶋　昇一	大手家電流通協会会長	小売業者
	川村　仁志	株式会社ビックカメラ取締役副社長	小売業者
	北原　國人	全国電機商業組合連合会会長	小売業者
	桑野　光正	株式会社ヤマダ電機取締役兼執行役員常務	小売業者
	岩田　利雄	千葉県東庄町長	地方自治体
	上野　正三	北海道北広島市長	地方自治体
	佐々木　五郎	公益社団法人全国都市清掃会議専務理事	地方自治体
	橋本　光男	全国知事会事務総長	地方自治体
	牧野　梅三郎	日本労働組合総連合会特別専門員（全日本自治団体労働組合 中央執行委員・現業局長）	地方自治体

法施行後2度目の制度見直し等の審議実績

平成25年５月（第21回合同会合）より、法施行後２度目の制度見直しの議論を開始
⇒　計12回の審議及びパブコメを経て、26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめたところ。

①	第21回	25年５月20日	家電リサイクル法の施行状況等について
②	第22回	25年７月４日	関係者（小売業者、リユース業者、有識者）からのヒアリング
③	第23回	25年７月31日	関係者（都道府県、製造業者等）からのヒアリング
④	第24回	25年９月10日	関係者（市町村、消費者団体）からのヒアリング
⑤	第25回	25年10月21日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について（自由討議）
⑥	第26回	25年11月26日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について（不法投棄、不適正処理、義務外品等）
⑦	第27回	26年１月29日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について（消費者の排出し易さ、料金の透明化、再商品化率、対象品目等）
⑧	第28回	26年３月６日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について（不適正処理、費用回収方式等）
⑨	第29回	26年４月10日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について（費用回収方式）
⑩	第30回	26年５月30日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について（品目追加、費用回収方式）
⑪	第31回	26年７月４日	個別課題への具体的な対策について
⑫	第32回	26年７月30日	家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書案について

⇒　26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめ

	第33回	27年１月30日	第１回フォローアップ合同会合

⇒　本報告書に基づき、各主体がいつまでに何をするのかを示した工程表を了承

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」で提言された具体的な方策の工程表①

①消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
（1）社会全体で回収を推進していくための回収率目標（仮称）の設定 ・国が回収率目標（仮称）を基本方針に設定、実績報告	合同会合で、経産省・環境省は、回収率目標（案）を提示 → 基本方針改正	経産省・環境省は、回収率や回収台数の実績について、毎年度合同会合に報告	
・各主体が回収促進に取組、実施状況の点検	合同会合で、経産省・環境省は、回収促進に向けた各主体の取組の方向性を提示	各主体は、回収促進に向けた取組について、毎年度合同会合に報告	
・より正確な実態の解明	合同会合で、経産省・環境省は、より正確な実態把握の方向性を提示	経産省・環境省は、推計でしか把握できていない情報の実態把握に取り組む。（※実態を把握すべき各種数値は毎年度合同会合に報告）	
（2）消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施 ・各主体は互いに連携しながら消費者に対する効果的な普及啓発を実施	合同会合で、経産省・環境省は、回収促進に向けた各主体の取組の方向性を提示	各主体は、普及啓発の実施状況について、毎年度合同会合に報告	
・指定法人は消費者に対する効果的な普及啓発を実施		合同会合で、家電製品協会は、指定法人の普及啓発の取組状況を報告	家電製品協会は、指定法人の普及啓発のあり方等を議論する場を提供することを通じて、引き続き普及啓発の取組を実施
・経産省及び環境省は消費者教育、環境教育にも積極的に取り組む		合同会合で、経産省・環境省は、消費者教育・環境教育の取組状況を報告	経産省・環境省は、消費者教育・環境教育の取組を引き続き実施
（3）リサイクル料金の透明化及び低減化 ・リサイクル費用を細分化して製造業者等から報告	合同会合で、経産省・環境省は、25年度のリサイクル費用の実績・内訳について一層細分化した様式を用いて報告	経産省・環境省は、前年度のリサイクル費用の実績・内訳について、資源売却益も含めて、細分化された様式を用いて毎年度合同会合に報告	
・国はリサイクル料金を確認し、料金の適正化に努める	経産省・環境省は、報告徴収の結果を確認した上で、製造業者等に適宜照会又はヒアリングを実施		
・細分化されたリサイクル費用の内訳について、本合同会合において可能な限り公表	合同会合で、経産省・環境省は、25年度のリサイクル費用の実績・内訳について一層細分化した様式を用いて報告	経産省・環境省は、前年度のリサイクル費用の実績・内訳について、細分化された様式を用いて毎年度合同会合に報告	
・製造業者等自らがリサイクル料金の水準を検証、低減化に積極的に取り組む	製造業者等は、リサイクル費用の実績・内訳に関する本合同会合における御意見も踏まえて、リサイクル料金の改定等について検討 経済産業省・環境省は、リサイクル料金の改定状況を適宜合同会合に報告		
（4）小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上 ・いわゆる義務外品について、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援、定期的にフォローアップ	合同会合で、環境省は、義務外品回収体制に関するガイドライン（案）を提示 環境省は、義務外品回収体制に関するガイドラインを市町村に提供	義務外品の回収体制が構築されていない市町村は、早急に回収体制を構築 環境省は、義務外品の回収体制の構築の状況等について、毎年度合同会合に報告	
・国や製造業者等は消費者の利便性を高めるための方策を検討		家電製品協会は、インターネット手続の活用、郵便局券の運用改善等について報告	経産省・環境省や製造業者等は、引き続き、消費者の利便性向上のための方策を検討し、その状況について適宜合同会合に報告
（5）適正なリユースの促進 ・国又は自治体は優良なリユースを行っている業者に関する情報発信等を実施	環境省は、優良なリユースを行っている業者に関する効果的な情報発信方法等について検討	環境省は、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信方法等について、合同会合で報告	環境省又は自治体は、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信等を実施

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」で提言された具体的な方策の工程表②

② 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
（1）不適正処理に対する取締りの徹底 ・不適正処理に対して自治体が厳格に対処できるよう、国による徹底した取組	環境省は、事例集を作成し、自治体に提供。また、自治体職員向けセミナーを実施	環境省は、都道府県・市町村に対する説明の機会を捉えて3．19通知や事例集等の周知徹底を図るとともに、毎年度合同会合において周知の状況を報告 また、環境省は、自治体における違法な廃棄物回収業者・処分業者の取締り状況（立入検査等の件数）について、毎年度合同会合において報告 自治体は、警察などの関係機関と協力した、違法な廃棄物回収業者等に対する取締りを実施	
・解体時の残置物について、国は都道府県等を通じて周知、自治体は適切に取締り	環境省は、解体時に残置された家電についての実態を調査	環境省は、都道府県・市町村に対する説明の機会を捉えて建築物の解体時における残置物の取扱に関する通知の周知するとともに、適宜合同会合において周知の状況を報告	
・国や市町村等が中心となり、消費者に対して家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底	合同会合で、経産省・環境省は、回収促進に向けた取組の方向性を提示	各主体は、普及啓発の実施状況について、毎年度合同会合に報告	
（2）不法投棄対策及び離島対策の実施 ・市町村は不法投棄の未然防止策を実施、国はより詳細な把握に努め、市町村の取組を支援	合同会合で、環境省は、より詳細な把握を含めた不法投棄の状況について報告 環境省は、好事例を収集し、自治体に提供	市町村は、地域の実情に応じて、不法投棄の未然防止を実施 環境省は、不法投棄の状況について詳細な把握に努めるとともに、その状況について、毎年度合同会合で報告 また、環境省は、不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供による自治体の支援状況について、毎年度合同会合で報告	
・国は不法投棄に係る市町村の負担軽減を図る	環境省は、自治体に対する周知の実施 経産省は、リサイクルプラントに対する周知の実施		経産省・環境省は、当該運用の活用状況について、適宜合同会合で報告
・製造業者等は不法投棄未然防止事業協力・離島対策事業協力の延長等を実施	製造業者等は、不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力を平成29年度まで延長 環境省は、不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力について市町村に対して周知を実施		
・製造業者等は、市町村が申請する際の手続の簡素化や両事業協力の内容の改善等を検討		家電製品協会は、両事業協力の申請等の状況について、毎年度合同会合において報告	
（3）小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底 ・引取台数の多い小売事業者に対し、国は店舗毎の台数を定期的に報告させる	経産省・環境省は、大手小売業者を対象に、店舗毎の引取台数及び販売台数の報告徴収を実施し、結果をもとに次年度における経済産業省・環境省の立入検査先の選定に活用		
・引渡義務違反等に対する監督を徹底	経産省・環境省は、インターネット販売事業者・通信販売事業者に対する説明会を開催し、小売業者の義務の履行を徹底	経産省・環境省は、インターネット販売事業者・通信販売事業者についても立入検査を実施 また、経産省・環境省は、立入検査件数と指導件数について、毎年度合同会合で報告	
（4）廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性の向上 ・国は、自治体に対して、廃棄物処分許可業者による廃棄物の適正処理の状況を定期的に確認するよう周知し、その結果を取りまとめて公表		環境省は、都道府県・政令市に対して、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者の適正処理の状況を調査し、毎年度合同会合で報告	
・特に、フロン類の回収量等を把握する方策について、国は検討		環境省は、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者のフロン回収量の把握方策について検討し、回収量等について適宜合同会合で報告	
（5）海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底 ・国は自治体等との情報共有等の連携を強化		環境省は、経産省、環境省及び税関と自治体との情報共有等の連携状況について、毎年度合同会合で報告	
・輸出者が基準を満たしていることを証明した内容が十分であるか等を適切に確認	経産省、環境省及び税関は、引き続き連携して、輸出者が基準を満たしていることを証明した内容が十分であるかを確認		

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」で提言された具体的な方策の工程表③

③ 家電リサイクルの一層の高度化

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
（1）再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進 ・国は、再商品化に関して、製造業者等に対してガイドラインを示す ・再商品化率について、国は法定の水準を引き上げる ・国は再資源化率の把握に努め、製造業者等による高度なリサイクルの取組を推進することを基本方針に位置付け ・資源の譲渡先のトレーサビリティを可能な範囲で高めることを検討	経産省・環境省は、製造業者等に対する通知（ガイドライン）を策定 合同会合で、経産省・環境省は、再商品化率（案）を提示 → 政令改正 合同会合で、経産省・環境省は、基本方針（案）を提示 → 基本方針改正	合同会合で経産省・環境省は、ガイドラインについて報告 経産省・環境省は、再商品化率の実績等について毎年度合同会合で報告 経産省・環境省は、製造業者等に対して再資源化率について調査を実施 経産省・環境省は、再資源化率の調査結果について、毎年度合同会合で報告 経産省・環境省は、再資源化率の調査結果について、毎年度合同会合で報告	製造業者等は、ガイドラインに基づき再商品化を実施 経産省・環境省は、引き続きトレーサビリティを高める方策について検討
（2）有害物質について ・製造業者等は、有害物質の適切処理の対応状況等について、積極的な情報発信 ・都道府県等は、廃棄物処理業者の有害物質の対応状況等の実態について適切に把握 ・製造業者等は、製品設計の段階から有害物質の使用量を可能な限り低減するよう努める		合同会合で製造業者等は、有害物質管理の取組状況について報告 環境省は、産業廃棄物処分許可業者に対する調査において、有害物質の適正処理状況について調査し、毎年度合同会合で報告 合同会合で製造業者等は、有害物質の使用量低減の取組状況について報告	製造業者等は、引き続き、有害物質について適正処理及び積極的な情報発信を実施 製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から有害物質の使用量低減の取組を実施

④ 対象品目について

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
・市町村における処理状況、小型家電リサイクル法の施行状況等を把握し、引き続き対象品目の追加について検討		経産省・環境省は、小型家電リサイクル法の施行状況や市町村における処理状況について把握し、対象品目の追加について検討	

⑤ リサイクル費用の回収方法について

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
・引き続き、諸外国の事例の収集等に努め、それぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討		経産省・環境省は、海外事例の情報収集に努め、購入時負担方式を採用した場合の論点・課題等について検討	

（参考）
家電リサイクル法の施行状況等

指定引取場所における引取台数の推移

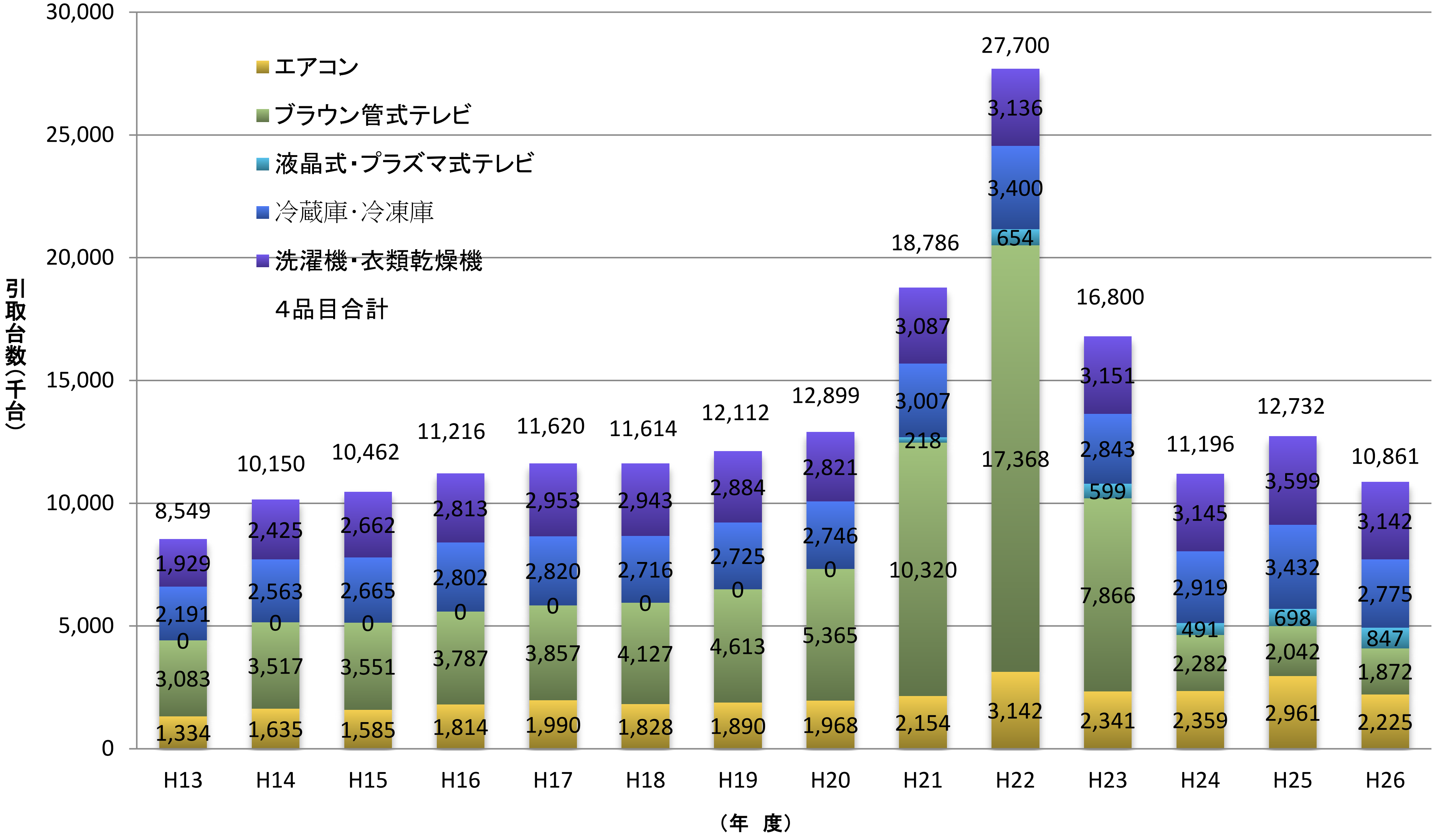

出典：平成26年度版　家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）
（注）平成21年５月15日～平成23年３月31日購入分が家電エコポイント発行対象。平成23年７月24日に地上デジタル放送完全移行（岩手県・宮城県・福島県は24年４月１日に完全移行）。

再商品化率の推移

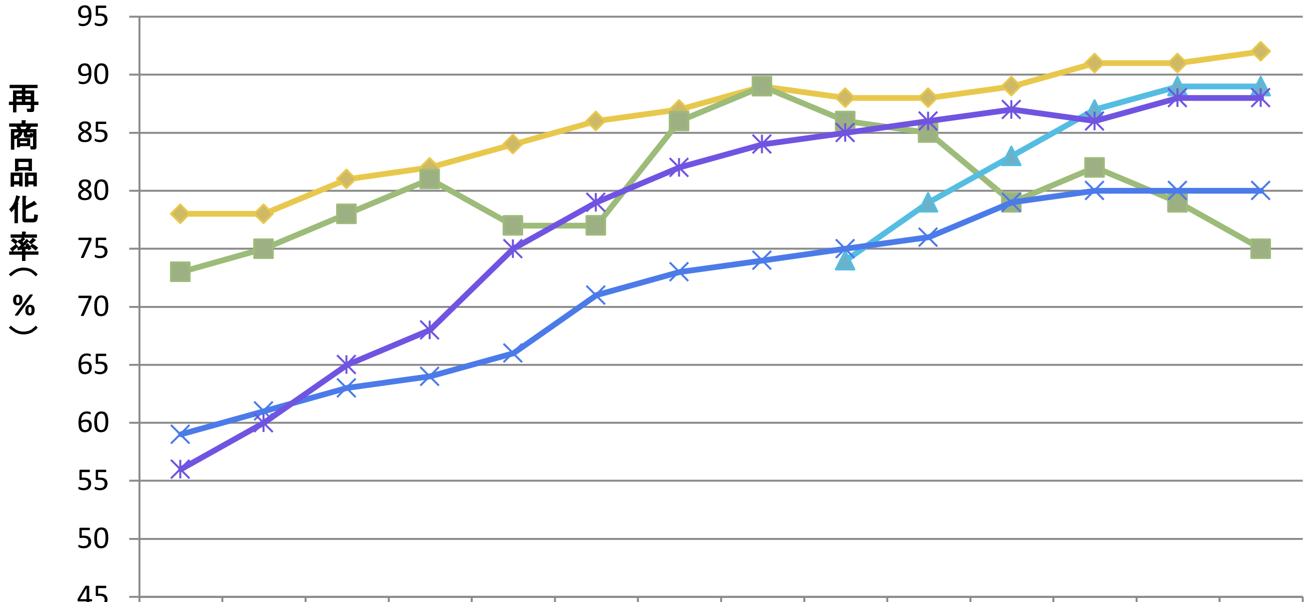

（年度）	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	（再商品化基準）
エアコン	78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89	91	91	92	60%(〜H20),70%(H21〜), 80%(H27〜)
ブラウン管式テレビ	73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79	82	79	75	55%
液晶式・プラズマ式テレビ									74	79	83	87	89	89	50%(H21〜),74%(H27〜)
冷蔵庫・冷凍庫	59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79	80	80	80	50%(〜H20),60%(H21〜), 70%(H27〜)
洗濯機・衣類乾燥機	56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87	86	88	88	50%(〜H20),65%(H21〜), 82%(H27〜)

出典：平成26年度版　家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）
（注１）液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加。
（注２）平成21年度〜23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによるもの。

フロン回収量の推移

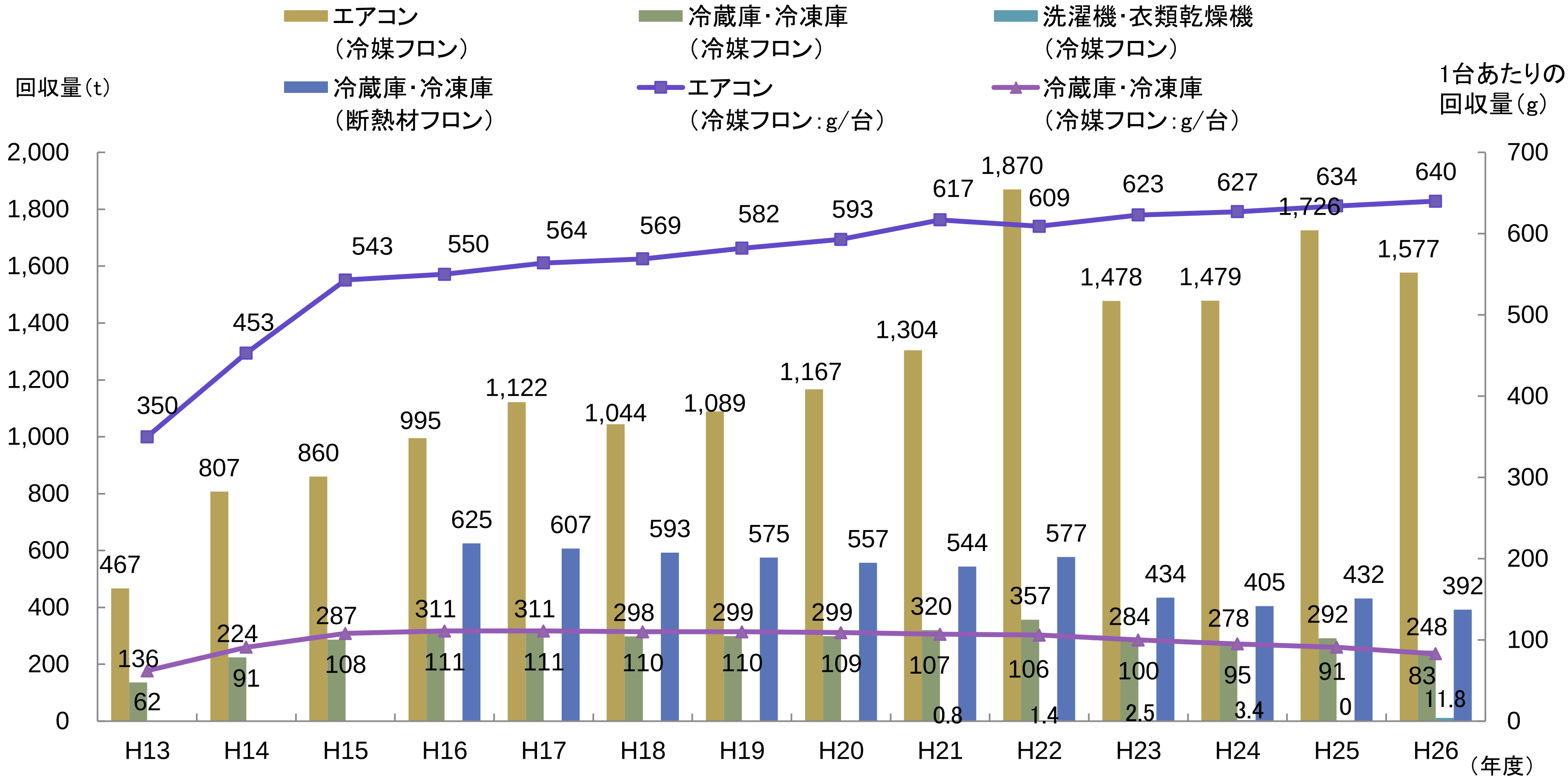

出典：平成26年度版　家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）
（注１）平成16年度より、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収が、平成21年度より、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン回収が義務付け。
（注２）洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロンの回収量は過小であるため、グラフとしては可視化できていない。

家電4品目の不法投棄台数の推移

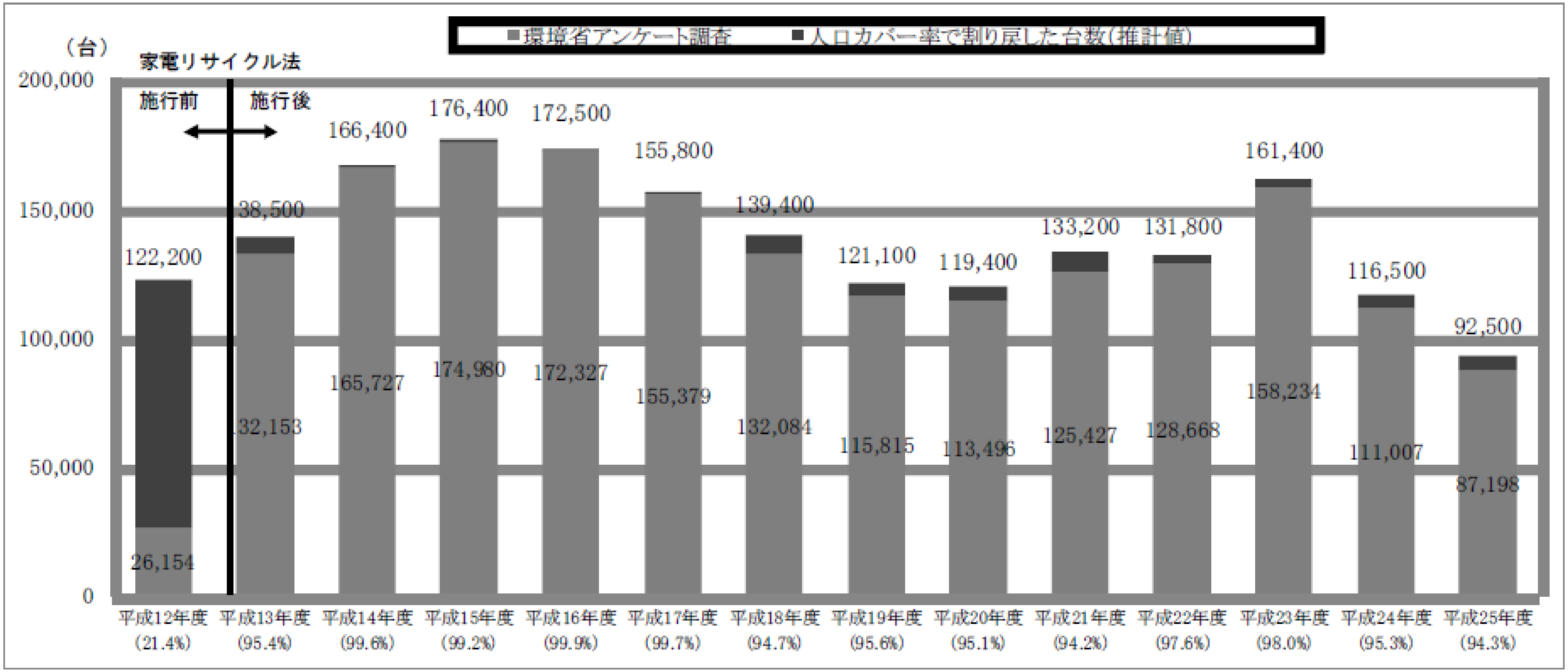

＊人口カバー率：廃家電４品目の不法投棄の状況把握調査において、不法投棄台数のデータを有していた自治体の合計人口の総人口に占める割合。

出典：産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会　合同会合（第33回）資料７

使用済家電のフロー推計（25年度、4品目合計）

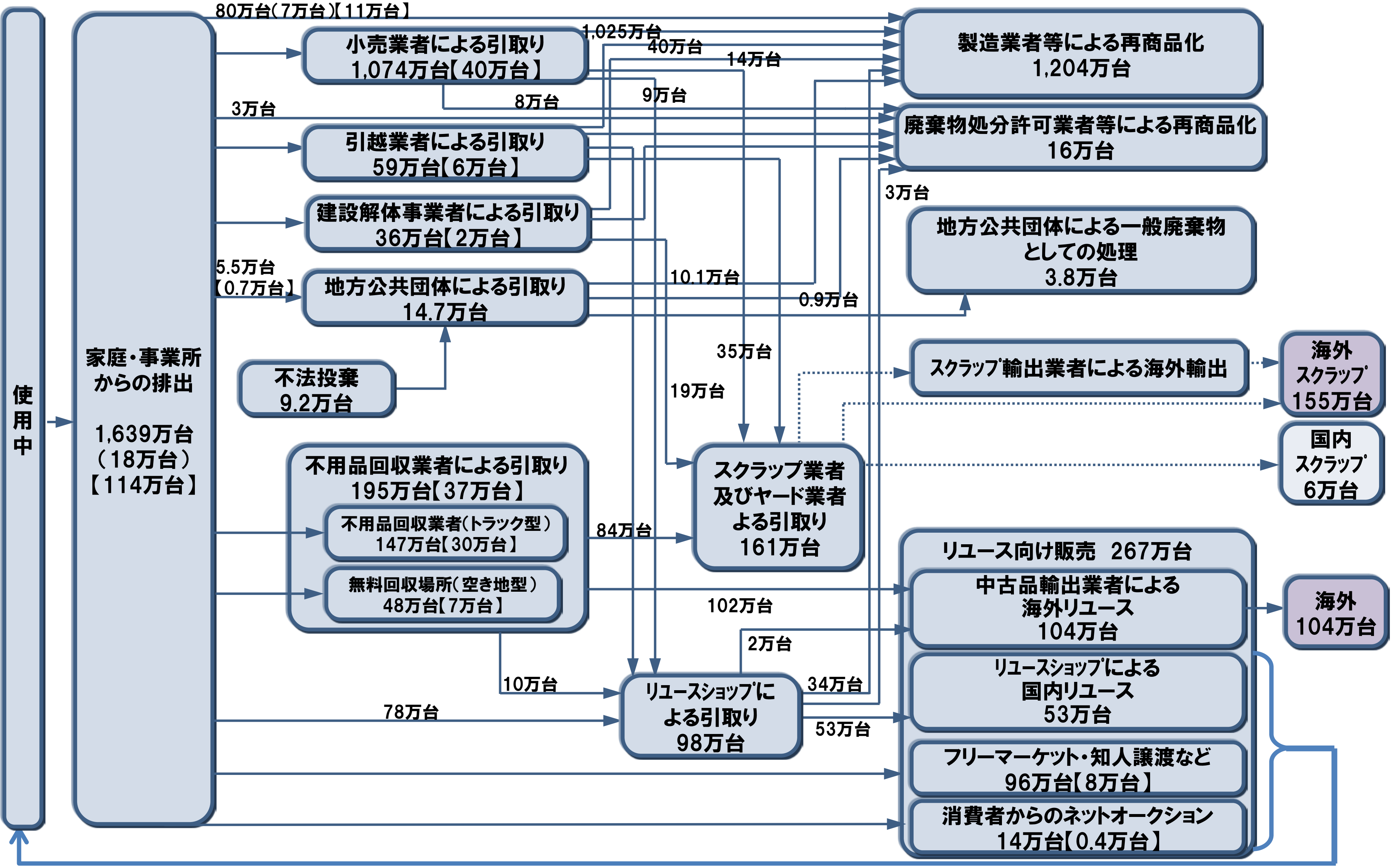

出典：平成26年度経済産業省委託調査：平成26年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（特定家庭用機器再商品化法の効果分析等に関する調査）報告書

→：製品
⋯→：スクラップ

※（ ）内数字はリース・レンタル業者由来のもので内数。【 】内数字は退蔵品由来のもので内数。
四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。